**（６）給付に関する問い合わせの紹介**

**①居宅介護支援事業所の特定事業所加算について**

１　算定要件の中に、「地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」とありますが、ここでいう「地域包括支援センター等が実施する事例検討会等」とは、同センターが開催する地域ケア会議を指しています。

２　算定要件の中に、「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること」とありますが、ここでいう「指定居宅介護支援事業者」については、特定事業所加算算定の有無は関係ありません。また、「共同」とは、開催者か否かを問わず２法人以上が事例検討会等に参画することを指しています。

**②同一品目に係る福祉用具の複数貸与（レンタル）について**

　　同一品目の複数レンタルについては、①利用者に対し費用が増額になることを説明し同意を得ていること、及び②アセスメントの結果、やむを得ないと判断される場合については、算定を認めています。あれば便利だから、という理由だけでは認められません。

（やむを得ない場合の例）

　　屋内用、屋外用の複数レンタルについては、主介護者の心身の状態等も考慮し、屋内・屋外での兼用が難しいと判断される場合。

**③その他、よくある質問について**

**１　通院等乗降介助の適用範囲について**

Q１：通所サービスにおいて、利用者の居宅と当該事業所との間の送迎を行うことは可能か。

A１：通所サービスについては、基本単位に送迎分が含まれているため、原則通院等乗降介助を利用することはできません。例外として、利用者の心身の状況（寝たきり、座位保持が出来ない等）により当該事業所の送迎車を利用することができない場合や、当該事業所が送迎を行っていない場合には、利用することが可能です。短期入所サービスについても同様です（この場合は送迎加算が優先）。

　Q２：利用できるケースはどのようなものがあるか。

　A２：外出に伴う介助が必要で、かつ代行では事足りず利用者の同行が必要という前提で、次のものがあります。

（１）通所介護又は通所リハビリテーション事業所・・・Q１のとおり

（２）短期入所生活（療養）介護施設・・・Q１のとおり

（３）サービス選択のための介護事業所等の見学

（４）理髪店又は美容院

（５）買い物・・・家族の状況や利用者が直接外出し品物を選ぶ必要性がある場合

　　（６）市役所等の公共機関・・・本人が手続きする必要がある場合

　　（７）選挙の投票所

　　（８）金融機関・・・本人が手続きする必要がある場合

　Q３：針灸の施術（医療保険適用外）を受けるための通院は算定できるか。

　A３：医療目的であると判断できる場合には算定可能です。

　Q４：入院のための通院等乗降介助は算定可能か。

　A４：入退院のための通院等乗降介助は算定できません。

　Q５：施設の退所日に自宅に戻らず直接病院へ通院し、その後別の施設に入所になる場合、通院等乗降介助は算定できるか。

　A５：自宅を介していないので算定できません。

**２　居宅介護支援費・介護予防支援費における初回加算について**

　Q１：事業所が変わった場合、変更後の事業所が算定できるのか。

　A１：できます。

　Q２：転居によって担当する事業所は変わらず、利用者の保険者のみが変わる場合、転居後の保険者において算定できるのか。

　A２：できません。

　Q３：総合事業対象者が要支援の認定を受けた場合に、介護予防支援費において初回加算は算定可能か。

　A３：できません。

**３　月額包括報酬の日割り請求に係る適用について（平成３０年３月３０日老健局介護保険計画課・老人保健課／事務連絡・Ⅰ資料９）・・・別紙参照**

　Q１：総合事業の通所型サービスにおいて、月途中に契約しサービスを提供した場合は日割り計算になるのか。

　A１：契約日を起算日とし日割り計算になります。

　Q２：月途中にK市から須賀川市に転入してきた方で、K市において通所リハビリテーションを利用しており、転入後も継続して利用した場合、リハビリテーションマネジメント加算は、K市で算定するのか、それとも須賀川市で算定するのか。

　A２：日割り計算用サービスコードがない加算及び減算については、月途中で利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額での算定が可能です。

　Q３：介護予防通所リハビリテーションを①月途中で利用する場合、又は②利用していたが月途中で入院した場合では、それぞれどのような請求になるのか。

　A３：①、②のいずれも月額での算定となります。